

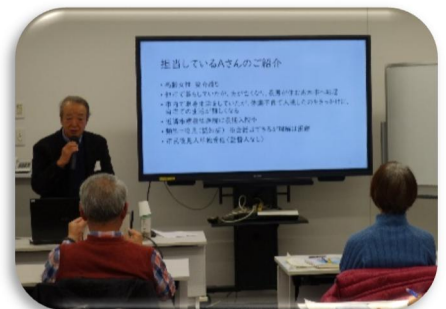
志木市後見ネットワークセンター便り

フォローアップ研修(1月31日実施)

市民後見人候補者を対象にフォローアップ研修を実施しました。

司法書士を講師に招き、前半は成年後見実務の基本や後見業務の実際について学びました。講師からは「後見業務の対応で迷うことはあるが、原則を理解したうえで判断・対応する必要がある」ことを事例に基づき話がありました。後半は活動中の市民後見人の実践報告を行いました。

今後も引き続き、市民後見人候補者の人材育成や技術の向上を支援していきます。



***** 出前講座を実施しました *****

令和5年度は、計6回の出前講座を実施し、地域のサロンや町内会に出向いて、成年後見制度の説明をしました。あわせて、市民後見人が自身の後見活動について話をして市民後見人の普及啓発を行いました。

参加者の声

後見ネットワークセンターのことも多くの市民に知っていただきました！

- ◇親に後見人をつけたい
 - ◇以前、叔母の後見人を任されていた
 - ◇同じ市民で、後見人として活動している人がいることを初めて知った
 - ◇家族に後見人がつくと、被後見人の財産を自由に使えなくなると聞いた
 - ◇後見人に支払うお金が高額で、お金のない人は利用しづらいイメージがある
 - ◇自分にはまだ関係のない制度だと思っている
 - ◇遺言の話も詳しく知りたい
- など

出前講座申込みをご希望の方は…

申込書は、志木市基幹福祉相談センターのホームページからダウンロード、または、後見ネットワークセンターの窓口でもお渡しできます。お気軽にお申込みください。

成年後見制度

出前講座のご案内

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人の日常生活を法的に支援する仕組みです。後見ネットワークセンターでは、すべての人が安心して暮らしていくため、地域での勉強会など、成年後見に関する出前講座を実施しています。ぜひ、お申込みください。

聞いたことはあるけどよく知らないかも？

どんな人が利用する制度なのかしら？

開催場所 志木市市民会館 ※会場は申込み団体で指定	開催日時 ・平日 10時～16時の間 ・60～90分程度(応相談)
利用できる団体 志木市内で活動している団体等	費用 無料 ※会場利用料は申込み団体が負担
講座内容について 成年後見制度に関する相談を担当する専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士など)が講師をつとめます。申込者の希望を伺いますので、ご相談ください。	
申込み・問合せ先 志木市基幹福祉相談センター(後見ネットワークセンター) 〒333-3501 志木市中央1-1-1(志木市役所1階民生社会福祉課) TEL: 048-456-6021 FAX: 048-457-7092 E-Mail: sakan-soudenshiki-sykyo.or.jp	

申込書のイメージです。裏面が申込用紙になります♪



申込書はこちらのQRコードからもダウンロードできます。

講座希望日の2ヶ月前までに提出してください。



後見ネットワークセンター企画運営会議

後見ネットワークセンターでは、専門職が集まり運営方法や方針について企画運営会議で検討しています。前号からメンバーである専門職の方々にインタビューを始めました。第2回は、埼玉県司法書士会の大貫正男先生に、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の動きについてお話をいただきました。

◆第二期成年後見制度利用促進基本計画とは…

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。これに基づき、令和4年3月25日に第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。令和4年度から令和8年度まで、計画に基づいて施策を実施します。（第一期は平成29年度～令和3年度に実施。）



第二期成年後見制度利用促進基本計画は、令和4年から始まり8年まで続きますが、法務大臣は成年後見制度の見直しを法制審議会に諮問することを明らかにしました。効率良く民法改正への道筋づくりを始めたい方針です。

では、現状における方向性はどのような内容なのでしょうか。

まず、基本は利用者の立場での見直しを鮮明にした上で、現行の補助・保佐・後見の三類型を一元化にすべきという方向性を打出していることが挙げられます。後見類型は本人の能力を一律に制限しており、「本人の自己決定権を奪う」という指摘が強いので、本人の能力と事案を見て、自ら出来ない行為を必要に応じて補充するという考え方を取っています。これは、ドイツの「一元的制度」を参考にしていると思われます。また、「いったん成年後見制度を利用すると、原則本人が死亡するまで辞められない」という指摘に応え、支援のために必要な行為に限定して権限を付与し、それが完了すれば終了する仕組みや後見人が円滑に交代できるよう更新制の導入等も議論されています。さらに、中核機関の機能の整備（法制化）、成年後見人の報酬の在り方等々についても検討が続いています。

見直しは法定後見制度だけではなく、任意後見制度に関してもまた、利用が低調であるという指摘に応え、適切な時期に任意後見監督人の選任申立が確保されるべきという方向性が見えています。監督体制については「あまりに重装備」という指摘に応え、本人の生活状況や財産の多寡等に見合った柔軟な監督体制にするという見直しが検討されています。

さらに、家庭裁判所だけでなく、法務局等の行政も監督体制に加えるべきとの意見もあります。

今後、利用促進の大きな舞台は法制審議会に移るので、その議論をぜひ注視していただきたいと思います。

発行：志木市基幹福祉相談センター（後見ネットワークセンター）

連絡先：048-456-6021（直通）

E-mail：kikan-soudan@shiki-syakyo.or.jp

次回発行 令和6年6月予定